

差押えの効力

民執126Ⅱ(不動産)

債務者が通常の用法に従って不動産を使用し又は収益することを妨げない

民執126(動産)

差押えの効力は差押物から生ずる天然の産出物に及ぶ

民執145(債権)

執行裁判所は差押命令において債務者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない

民執155

1週間経ったら取り立て

国徵49

第三者の権利の尊重

国徵50

差押換

国徵51

まず相続財産

国徵52

果実に対する差押えの効力＝天然果実に及ぶ

法定果実には及ばないが、債権を差し押された後の利息には及ぶ

国徵57

債権を差押えたら即取り立て

国徵69

不動産の使用制限あり